



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 1

### 公布された条例のあらまし

#### ○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例について、適用期限を3年間延長することとした。（附則第13条関係）
- 2 新車の取得に係る自動車取得税の税率の特例について、対象の見直しを行ったうえで3年間延長することとした。（附則第15条の2関係）
- 3 中古車の取得に係る自動車取得税の課税標準の特例について、対象の見直しを行ったうえで3年間延長することとした。（附則第15条の4関係）
- 4 バリアフリー対応のバス・タクシー及び衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック等の取得に係る課税標準の特例を新設し、適用期間を3年間とすることとした。（附則第15条の4関係）
- 5 軽油引取税の課税免除の特例について、適用期限を3年間延長することとした。（附則第16条関係）
- 6 自動車税の税率の特例について、対象の見直しを行ったうえで2年間延長することとした。（附則第19条関係）
- 7 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 8 2、3及び6に伴う経過措置を設けることとした。（附則第2項及び第3項）

## 条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県条例第52号

### 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第13条中「平成24年 3月31日」を「平成27年 3月31日」に改める。

附則第15条の2第2項中「第8項第1号、第2号若しくは第3号イに掲げる軽油自動車

又は附則第15条の4第1項に規定する第1種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「法附則第12条の2の2第2項」を「附則第15条の4第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。）

ア 乗用車又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条、附則第15条の4第7項及び附則第19条において同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び附則第19条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第8項で定めるもの（以下この号及び次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第19条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第9項で定めるエネルギー消費効率（第4項及び附則第19条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第19条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。）
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第11項で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項で定めるもの
- (ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定め

られた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第14項で定めるもの（以下この号及び次項第2号において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第3項中「法附則第12条の2の2第2項又は前項」を「前項又は附則第15条の4第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項で定めるもの

- (ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項で定めるもの

- (ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項で定めるもの

- (ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項で定めるもの

- (ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第4項を次のように改める。

4 第2項（第1号アに係る部分に限る。）及び前項（第1号アに係る部分に限る。）の

規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の5第15項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（附則第19条第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則附則第4条の5第16項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(ウ)中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第19条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の138」と、前項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第15条の2第5項から第8項までを削る。

附則第15条の4第3項中「前2項」を「前各項」に、「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第2項中「第2種省エネルギー自動車」を「第3種環境対応車」に改め、「（附則第15条の2第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 附則第15条の2第3項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車
- (2) 附則第15条の2第3項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第15条の4第2項を同条第3項とし、同項の次に次の4項を加える。

- 4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の6第1項で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」

とする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項及び第6項において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
  - (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項及び第6項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第4条の6第2項で定めるものに適合するものであること。
- 5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の6第3項で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第15条の4第5項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。
- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
  - (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6第4項で定めるものに適合するものであること。
- 6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の6第5項で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。
- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
  - (2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6第6項で定めるものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

7 次に掲げるトラック（施行規則附則第4条の6第7項で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第2号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の6第8項で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第4条の6第9項で定めるものに適合するもの

(2) 車両総重量が13トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の6第8項で定めるけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第9項で定めるものに適合するもの

附則第15条の4第1項中「第1種省エネルギー自動車」を「第2種環境対応車」に改め、「（附則第15条の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第15条の2第2項第1号（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車

(2) 附則第15条の2第2項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第15条の4第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

- (1) 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。附則第19条において同じ。）
- (2) 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第4条の4第1項で定めるものをいう。附則第19条において同じ。）
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第4条の4第4項で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第5項で定めるものをいう。附則第19条において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第6項で定めるものをいう。附則第19条において同じ。）
- (4) 法附則第12条の2の2第2項第4号（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車
- (5) 法附則第12条の2の2第2項第5号イに掲げる軽油自動車
- (6) 法附則第12条の2の2第2項第5号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第16条中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第19条第1項中「附則第5条第3項」を「附則第5条第2項」に、「及びメタノール」を「、メタノール」に、「同条第4項」を「施行規則附則第5条第3項」に、「同条第3項」を「施行規則附則第5条第2項」に、「定めるもの並びに」を「定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに」に改め、同項第1号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同項第2号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に改め、同条第2項第2号ア中「平成17年天然ガス軽量車基準」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第1項で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）」に改め、同条第2項第2号イ中「平成17年天然ガス重量車基準」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第3項で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）」に改め、同項第3号中「（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規

則附則第5条の2第5項で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条の2第6項で定めるものをいう。)」を削り、「同条第7項」を「施行規則附則第5条の2第5項」に改め、同項第4号中「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第7項」に、「同条第10項」を「施行規則附則第5条の2第8項」に改め、同条第3項中「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に、「平成21年度分」を「平成25年度分」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第10項で定めるもの

附則第19条第3項第3号中「に100分の125」を「であつて平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第11項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 充電機能付電力併用自動車

附則第19条第4項中「基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「平成27年度基準エネルギー消費効率」に、「附則第5条の2第14項」を「附則第5条の2第12項」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第14項で定める方法によりエネルギー消

費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「附則第15条の2第4項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の沖縄県税条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 改正後の沖縄県税条例附則第19条の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8